

伊賀市入札心得要領

平成16年	11月	1日	制定
平成20年	6月	1日	改正
平成23年	9月	1日	改正
平成26年	4月	1日	改正
平成28年	6月	1日	改正
平成29年	4月	1日	改正
平成29年	8月	9日	改正
令和4年	5月	1日	改正

伊賀市契約規則第8条に規定する入札書の提出において、電子入札を除く入札の方法並びに入札の無効条件、その他入札、工事の施工についての必要な事項は、下記のとおりとする。

記

- 1 入札書の宛名は発注者宛とし、1件ごとに作成して封書、割印の上、入札者の氏名又は法人名及び工事名等を記載して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら投函するものとする。
- 2 入札書の氏名等の記載は、次のとおり取扱うものとする。
 - (1) 入札者本人の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、名称及び代表者氏名）が記載され押印のある入札書により入札する場合には委任状の提出は必要としない。
 - (2) 代理人が代理人名義で入札する場合には、入札書投函前に委任状を提出すること。なお、この場合の入札書には入札者の住所、氏名欄に入札者本人の住所、氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。
- 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 4 入札執行回数は、2回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは打切りとする。ただし、予定価格を事前に公表した場合の入札執行回数は、1回を限度とするものとする。
- 5 開札は、入札場所において入札終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。
- 6 価格競争入札において落札者となる額の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、くじで落札者又は落札候補者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。
- 7 次の各号の一に該当するときは、その者の入札は無効とし、再度入札に参加できない。

なお、第7号から第11号に該当する入札については、その回の入札のみ無効とし、再度入札には参加できる。

- (1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (2) 入札者が同一事項の入札に対し2回以上の入札をしたとき。
 - (3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。
 - (4) 入札に際して談合等の不正行為があったとき。
 - (5) 入札保証金の額が伊賀市契約規則第5条に規定する額に満たないとき。
 - (6) 入札者が定刻までに入札書を投函しないとき。(郵送の場合は、指定された場所、日時に到着しないとき。)
 - (7) 記載事項の全部又は一部が鉛筆書きされているとき。
 - (8) 金額を訂正した入札をしたとき。
 - (9) 入札書又は見積書に記載されている日付が、入札公告、指名通知又は見積通知に示す開札日の日付と異なる、又は日付の記載がないとき。
 - (10) 記名、押印を欠く入札をしたとき。
 - (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭なとき。
 - (12) 工事費内訳書が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 工事費内訳書を提出しないとき。
 - イ 工事費内訳書の金額が入札書に記載の金額と一致していないとき。
 - ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているとき。(記載されている値引き又は端数処理等の額が千円未満である場合を除く。)
 - エ 記載すべき項目が欠けているとき。
 - (13) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。
- 8 次の各号の一に該当するときは、その者は失格とし、再度入札には参加できない。
- (1) 入札金額が、最低制限価格を下回る入札をしたとき。
 - (2) 入札金額が前回の入札における最低価格と同額以上の入札をしたとき。
 - (3) その他、入札の執行を妨げたとき。
 - (4) 提出資料が適正に作成されたと認められないとき。
- 9 入札を辞退する場合は次により取扱うものとする。
- (1) 入札書を投函するまでは、入札を辞退することができる。なお、入札の辞退は、原則として事前に入札辞退届により行うものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等により辞退を届け、後日必ず入札辞退届を提出すること。
 - (2) 入札辞退届を提出せず、かつ、発注機関への連絡を怠り、指定された応札日時に応札しない場合は、その理由等について調査を行うことがある。
 - (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものでない。
- 10 次の各号の一に該当するときは、その入札を中止とする。

- (1) 指名競争入札の際、一人だけで他が全部不参加であったとき。
 - (2) 仕様書、設計書に重大な瑕疵（積算誤り等）があったとき。
 - (3) 予定価格調書に重大な瑕疵（最低制限価格が記載されていない、正しく設定されていない等）があったとき。
 - (4) 天災その他やむを得ない理由が生じたとき。
- 11 入札書に記載する金額は消費税及び地方消費税の額を除いた金額とし、入札者が消費税及び地方消費税に係る免税事業者であるときは、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載するものとする。ただし、入札通知等によりあらかじめ通知した場合はこの限りではない。
- 12 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条の規定に基づく技術者を配置しなければならない。なお、同条第 3 項に定める政令第 27 条に規定する額以上の工事を施工する場合は、専任の技術者を配置しなければならない。
- 13 入札をした者は、入札後において、この入札心得並びに仕様書及び図面等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。